

持分会社の社員の持分に質権を設定することについての承諾書

所得税法第 137 条の 2 第 1 項
所得税法第 137 条の 3 第 1 項 の規定による国外転出時課税制度に係る納税猶予の
所得税法第 137 条の 3 第 2 項

特例の適用を受けるため、下記のとおり、私が所有する持分会社の社員の持分を同制度に係る納税猶予の担保として提供し、当該持分に対して_____税務署長の質権が設定されることを承諾します。

記

1 質権の目的とする持分会社の社員の持分

(会社名) _____

(会社の所在地) _____

(社員の持分の名義) _____ 名義 (口数又は金額) _____ 口又は円

※その他社員の持分を特定する情報があれば記載してください。_____

2 質権により担保される債権額

令和_____年分所得税及び復興特別所得税の額のうち、国外転出時課税制度に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額 _____円 並びに
利子税の額

3 質権者

_____ 税務署長

令和 _____年 _____月 _____日

質権設定者

住所 _____

氏名 _____ (印)

「持分会社の社員の持分に質権を設定することについての承諾書」

「持分会社の社員の持分に質権を設定することについての承諾書」は、国外転出時課税制度に係る納税猶予の担保として持分会社の社員の持分を提供する場合に、所得税法施行規則第 52 条の 2 第 1 項第 2 号又は同規則第 52 条の 3 第 1 項に規定（準用の場合を含む。）される納税者が社員の持分に質権の設定をすることについて承諾したことを証する書類として納税者が作成し、税務署長等に提出するものです。

【記載要領】

- 1 「質権の目的とする持分会社の社員の持分」欄
担保として提供する持分会社の社員の持分に係る会社名、所在地、名義、口数等を記載してください。
- 2 「質権により担保される債権額」欄
国外転出時課税制度に係る納税猶予の特例の適用を受けようとする所得税及び復興特別所得税の額を記載してください。
- 3 「質権者」欄
納税猶予に係る担保の提供先（質権者）である所轄税務署長名を記載してください。
- 4 「年月日」欄
この承諾を行った年月日を記載してください。
- 5 「質権設定者」欄
納税者（質権設定者）が必ず自署した上で、押印してください。（自署に係る領事官が証する書類を添付する場合には、押印は不要です。注 1 を参照してください。）

- (注) 1 この承諾書には上記 5 の納税者の押印に係る印鑑証明書又は自署に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む）が証する書類を添付してください。
- 2 適用を受けようとする納税猶予に応じて、様式中の不要文字を抹消してください。